



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第744号 令和6年9月20日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
461	指定障害福祉サービス事業者を指定した件	障がい福祉課
462	指定障害福祉サービス事業の廃止について届出があった件	同
463	指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消した件	同
464	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
465	種畜証明書を交付した旨の通報を受けた件	畜産振興課
466	急傾斜地崩壊危険区域を指定する件	砂防防災課

徳島県告示第四百六十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定した。

令和六年九月二十日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類		指定年月日	
名称	所在地	名称	所在地	種類	指定年月日		
合同会社馬くり	小松島市中田町内開一六番地四	訪問介護 かえる	小松島市中田町内開一六番地四	同行援護	令和六年二月一日		
合同会社プリム	徳島市秋田町六丁目一五の二	プリム	徳島市秋田町六丁目一五の二	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	同	同	四月一日
株式会社リリーフ	同 川内町加賀須野五五〇番地二	ヘルパーステーションリリーフ	同 川内町加賀須野五五〇番地二	居宅介護 重度訪問介護	同	同	同
NEXT ACTION 株式会社	板野郡藍住町富吉字富吉一〇〇六番地	訪問介護ステーション HAPPY DAY S	板野郡藍住町富吉字富吉一〇〇六番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	同	同	同
イツモスマイル株式会社	徳島市佐古二番町五番一	ヘルパーステーションイツモ	徳島市西須賀町又新堤一	同行援護	同	同	五月一日

社	ほっとサービス株式会社	合同会社果穂	ふたごケア株式会社	S・M・S株式会社	
七番地	鳴門市鳴門町高島字北二六	地 徳島市八万町馬場山三三番	吉野川市鴨島町西麻植字檀ノ原九八番地一九	同 昭和三丁目三二番地	
社	ほっとサービス株式会社	C A R E K A H O H O M E	ふたごケア障害福祉サービス事業所	ヘルパーステーション 心残りゼロ	
五	鳴門市撫養町木津九四二	地 徳島市八万町馬場山三三番	吉野川市鴨島町西麻植字檀ノ原九八番地一九	同 中昭和町二丁目一〇七	
	居宅介護 重度訪問介護	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	居宅介護 重度訪問介護	同	
	同	同	同	同	
	八月一日	七月一日	六月一日		

徳島県告示第四百六十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和六年九月二十日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類		廃止の届出	
名称	所在地	名称	所在地	種類	の受理日	年月日	廃止
有限会社いずみソーシャル・サポート	板野郡藍住町東中富字敷地 傍示五〇番地一	ヘルパーステーションあい	板野郡藍住町東中富字敷地 傍示五〇番地一	重度訪問介護	令和五年十一月十四日	令和五年十二月十五日	
有限会社ケアサービ ス木村	徳島市北田宮三丁目三番四 一号	有限会社ケアサービ ス木村指定訪問介護 事業所	徳島市北田宮三丁目三番四 一号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	同 二十四日	同 三十一日	
森介護事業所株式会 社	板野郡藍住町矢上字原七八 番地五	マー介護事業所	板野郡藍住町矢上字原一九 〇番地一	同	同 月六日	令和六年一月 四日	
株式会社みやび	徳島市八万町下福万一五七 番地	ヘルパーステーショ ン おりいぶ	徳島市八万町下福万一五七 番地	同	同 十三日	令和五年十一 月三十日	
医療法人清樹会	板野郡藍住町奥野字和田七 一番地の一三	清水内科ヘルパース テーション	板野郡藍住町東中富字慶長 四七一	居宅介護 重度訪問介護	同 二十八日	令和六年一月 三十一日	
合同会社ハートフル	同 板野町大寺字楠ノ本	ハートフル介護サ ービス	同 板野町大寺字楠ノ本	同	令和六年一月	同 四月	

徳島県告示第四百六十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者に係る同法第二十九条第一項の指定を次のとおり取り消した。

令和六年九月二十日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類	取消年月日
名称	所在地	名称	所在地		
△ 有限会社セリアスホー	徳島市一宮町片山三三三番地二三	△ 訪問介護事業所	徳島市一宮町片山三三三番地一九	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	令和六年六月三十日

徳島県告示第四百六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年九月二十日から令和七年一月二十日まで、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和六年九月二十日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 mac 鳴門撫養店
所在地 鳴門市撫養町黒崎字松島四七〇番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社大屋	愛媛県西条市西田甲五九〇番地一	伊藤 慎太郎
氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社大屋	愛媛県西条市西田甲五九〇番地一	伊藤 慎太郎

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和七年五月七日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、一五五平方メートル

- 6 大規模小売店舗の概要

届出事項	概要										
	施設の配置に関する事項		駐車場		駐輪場		荷さばき施設		廃棄物等の保管施設		施設の運営方法に関する事項
	位置	収容台数	位置	位置	位置	位置	位置	位置	容量	開店時刻	
		縦覧に供する添付書類に示すとおり	六五台	縦覧に供する添付書類に示すとおり	二三台	縦覧に供する添付書類に示すとおり	四〇平方メートル	縦覧に供する添付書類に示すとおり	九・七二立方メートル	午前九時	
		縦覧に供する添付書類に示すとおり		縦覧に供する添付書類に示すとおり		縦覧に供する添付書類に示すとおり		縦覧に供する添付書類に示すとおり		午後十二時	
		縦覧に供する添付書類に示すとおり		縦覧に供する添付書類に示すとおり		縦覧に供する添付書類に示すとおり		縦覧に供する添付書類に示すとおり		午前八時三十分から翌日の午前零時三十分まで	
		縦覧に供する添付書類に示すとおり		縦覧に供する添付書類に示すとおり		縦覧に供する添付書類に示すとおり		縦覧に供する添付書類に示すとおり		出入口の数	二箇所
		縦覧に供する添付書類に示すとおり		縦覧に供する添付書類に示すとおり		縦覧に供する添付書類に示すとおり		縦覧に供する添付書類に示すとおり		駐車場の自動	

車の出入口	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	

二 届出年月日

令和六年九月六日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所

徳島県経済産業部企業支援課及び鳴門市産業振興部商工政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和六年九月二十日から令和七年一月二十日まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び鳴門市産業振興部商工政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第四百六十五号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、次のとおり同法第四条第一項本文の種畜証明書を交付した旨の通報を受けたので、同法第八条第二項の規定により公示する。

令和六年九月二十日

徳島県知事 後藤田 正 純

種畜証明書番号	家畜の種類	品 種	毛 色	名 前	等 級	飼 養 者	
						住所又は所在地	氏名又は名称
三三三三六〇一〇〇〇一	豚	デュロック種	褐	ピック ユメサ クラエースト クシマツケン 一〇四〇一 〇一	二級	板野郡上板町	徳島県立農林水産総合技術支 援センター所長
三三三三六〇一〇〇〇一	同	同	同	ユメサクラエー スD トクシ マツケン ニ 〇七六〇一	同	同	同
三三三三三六〇一〇〇〇四	同	大ヨークシャ ー種	白	ドンホルムク ラリオン トク シマツケン 九〇二六〇	同	同	同
三三四三六〇一〇〇〇一	同	デュロック種	褐	ユメサクラエー スD トクシ マツケン 四	同	同	同

徳島県告示第四百六十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
その関係図面は、徳島県土整備部砂防防災課及び徳島県西部総合県民局三好庁舎に備え置いて縦覧に供する。

令和六年九月二十日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 区域の名称

池上急傾斜地崩壊危険区域

二 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱五号と標柱一号とを県道出口太刀野線に沿って結んだ線によって囲まれた区域

三 標柱

標柱一号	三好郡東みよし町西庄字池上	一三六番一
標柱二号	同	一二九番一
標柱三号	同	
標柱四号	同	一三〇番一
標柱五号	同	一三三番一